

差別落書き

許さない社会を！



差別落書きは決して許してはいけません！！

差別落書きは、

人の心を深く傷つけ、
偏見や差別を助長し
拡大させるおそれがあります。

福岡県内では、

同和問題・外国人・障がい者
などに関する差別落書きが
継続して発生しています。

ご存知
ですか？

人権に関する法律が施行されています。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年6月3日施行）
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月16日施行）